

前橋市入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に関する苦情処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市（水道局を含む。）が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等並びに物品の購入、製造及び役務等業務（以下「建設工事等」という。）の入札及び契約の過程並びに前橋市指名停止措置要綱（平成6年3月29日伺定め。）又は前橋市暴力団排除対策措置要綱（平成23年3月17日伺定め。以下これらを「指名停止要綱等」という。）に基づく指名停止、警告又は注意の喚起（以下「指名停止等」という。）の措置に関する苦情の処理について、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする苦情)

第2条 この要領の対象とする苦情は、次のとおりとする。

- (1) 設計金額が200万円を超える建設工事の次のいずれかに該当するものに関する苦情
 - ア 条件付一般競争入札によるもの
 - イ 随意契約によるもの
 - (2) 設計金額が100万円を超える測量、建設コンサルタント業務等の次のいずれかに該当するものに関する苦情
 - ア 条件付一般競争入札によるもの
 - イ 随意契約によるもの
 - (3) 予定価格（月額等の単価で定めた場合は年間相当の金額）が150万円を超える物品の購入又は200万円を超える物品の製造の次のいずれかに該当するものに関する苦情
 - ア 条件付一般競争入札によるもの
 - イ 指名競争入札によるもの
 - ウ 随意契約によるもの
 - (4) 予定価格（月額等の単価で定めた場合は年間相当の金額）が100万円を超える役務等業務の次のいずれかに該当するものに関する苦情
 - ア 条件付一般競争入札によるもの
 - イ 指名競争入札によるもの
 - ウ 随意契約によるもの
 - (5) 建設工事等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有する者及び前橋市小規模修繕工事契約希望者登録事務取扱要領に基づく登録者有資格業者に対し、指名停止要綱等に基づき行われた指名停止等の措置に関する苦情。
- (苦情の申立てができる者及び苦情の申立ての範囲並びに申立方法等)

第3条 苦情の申立てができる者及び苦情の申立ての範囲は、別表の入札方法等の区分に応じ、同表に掲げるとおりとする。

2 苦情の申立ては、別表の苦情の申立てができる期間の欄に掲げる期間内に、苦情申立書（様式第1号）を市長又は公営企業管理者（以下「市長等」という。）に対して提出することにより行うものとする。

3 特定建設工事等共同企業体による苦情の申立ては、特定建設工事等共同企業体名を冠し、構成員全員の連名により行わなければならない。

（苦情の申立てに対する回答）

第4条 市長等は、苦情の申立てがあった場合は、別表の苦情の申立てに対する回答の期限の欄に掲げる期間内に、苦情申立回答書（様式第2号）により回答するものとする。

2 市長等は、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限延長通知書（様式第3号）により通知して、回答期限を延長することができる。

（苦情の申立ての却下）

第5条 市長等は、苦情の申立てが、次の各号のいずれかに該当するときは、当該苦情の申立てを受けた日の翌日から起算して3日以内（前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第14号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）に苦情申立却下通知書（様式第4号）により、当該申立てを却下するものとする。

(1) 別表に掲げる者以外の者からの申立て

(2) 別表に掲げる事項以外の事項についての申立て

(3) 別表に掲げる期間を過ぎてからなされた申立て

（苦情処理結果の公表）

第6条 市長等は、苦情申立者に回答又は却下の通知をしたときは、苦情申立者の提出した書面及び回答書又は却下通知書を、閲覧により速やかに公表するものとする。

（再苦情の申立てができる者及び再苦情の申立ての範囲）

第7条 第5条の規定により苦情申立回答書による回答を受けた申立者が、当該苦情申立回答書による説明に不服があるときは、市長等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

（再苦情の申立方法）

第8条 再苦情の申立ては、市長等から苦情申立回答書を受け取った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、市長等に対し、再苦情申立書（様式第5号）を提出することにより行わなければならない。

2 前項の規定により再苦情の申立てがあった場合は、市長等は、前橋市入札監視委員

会（以下「委員会」という。）に速やかに審議を依頼するものとする。

（再苦情の申立てへの回答）

第9条 市長等は、再苦情の申立者に対し、委員会の審議結果を踏まえた上で、審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、再苦情申立回答書（様式第6号）により回答するものとする。

2 市長等は、再苦情の申立てが認められなかったときは、次に掲げる事項を再苦情申立者に対し、明らかにするものとする。

(1) 再苦情の申立てが認められなかった旨

(2) 再苦情の申立てに根拠が認められないと判断した理由

3 市長等は、再苦情の申立てが認められたときは、次に掲げる事項を再苦情申立者に対し、明らかにするものとする。

(1) 再苦情の申立てが認められた旨

(2) 市長等が講ずる措置の概要

（再苦情の申立ての却下）

第10条 市長等は、再苦情の申立てが、次の各号のいずれかに該当するときは、当該再苦情の申立てを受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に再苦情申立却下通知書（様式第7号）により、当該申立てを却下するものとする。

(1) 第5条の規定により苦情申立回答書による回答を受けた者以外の者からの再苦情の申立て

(2) 第4条の規定により苦情の申立てを行った事項以外の事項についての再苦情の申立て

(3) 第8条第1項に規定する期間を過ぎてからなされた再苦情の申立て

（再苦情処理結果の公表）

第11条 市長等は、再苦情申立者に回答又は却下の通知をしたときは、再苦情申立者の提出した書面及び回答書又は却下通知書を、閲覧により速やかに公表するものとする。

（入札手続の執行）

第12条 苦情の申立て及び再苦情の申立ては、入札手続の執行を妨げないものとする。

附 則

この要領は、平成19年7月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行し、同日以前に発注された請負契約については、なお従前の例によるものとする。

【別表】

入札方法等の区分	苦情の申立てができる者	苦情の申立ての範囲	苦情の申立てができる期間	苦情の申立てに対する回答の期限
条件付一般競争入札（事前審査方式）	入札参加資格確認申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者	入札参加資格がないと認められた理由	入札参加資格確認通知を行った日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）	苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して2日以内（休日を除く。）
	総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定に対して不服がある者	落札者とならなかった理由	落札者決定通知の日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）	苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して2日以内（休日を除く。）
	低入札価格調査対象工事における調査対象者のうち、契約の内容に適合した施工がなされないおそれがあると認められた者	契約の内容に適合した施工がなされないおそれがあると認められた理由	入札結果の公表を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）	苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）
条件付一般競争入札（事後審査方式）	入札参加者のうち、落札候補者とならなかった者	落札候補者とならなかった理由	入札参加資格確認結果通知を行った日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）	苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して2日以内（休日を除く。）
	落札候補者のうち、落札者とならなかった者	落札者とならなかった理由	入札参加資格確認結果通知を行った日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）	苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して2日以内（休日を除く。）
	低入札価格調査対象工事における調査対象者のうち、契約の内容に適合した施工がなされないお	契約の内容に適合した施工がなされないおそれがあると認められた理由	入札結果の公表を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）	苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）

	それがあると認められた者			
指名競争入札	当該入札と同一の種別に登録のある本市の有資格者のうち、当該指名競争入札に参加できる者として指名されなかった者	指名されなかった理由	指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)	苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)
随意契約	本市に登録のある有資格者のうち、当該契約と同一の工事等の種別に登録のある者で、当該契約の相手方として選定されなかった者	当該契約の相手方として選定されなかった理由	随意契約の相手方について公表を行った日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)	苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)
指名停止等	指名停止、警告又は注意の喚起の措置を受けた者	指名停止、警告又は注意の喚起の措置を受けた理由	指名停止の措置の通知を行った日又は警告若しくは注意の喚起の通知を行った日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)	苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)

苦 情 申 立 書

年 月 日

（宛先）前橋市長

所 在 地
商号又は名称
代表者の氏名

下記のとおり、苦情の申立てをします。

記

苦情の申立ての対象となる件名又は指名停止等の措置内容	
苦 情 の 内 容	
苦 情 の 内 容 の 根 拠 と な る 事 項	（できるだけ具体的に記入し、内容がわかる資料等を添付してください。）

本書の記載内容及び添付資料等の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

発行責任者及び担当者	
・発行責任者	（電話番号）
・担 当 者	（電話番号）

様式第2号（第4条関係）

苦 情 申 立 回 答 書

年 月 日

様

前橋市長



年 月 日付で提出のあった苦情の申立てに対し、下記のとおり回答します。

記

苦情の申立ての対象となる件名又は指名停止等の措置内容	
苦 情 の 内 容 及 び そ の 根 拠	
回 答 内 容	

回 答 期 限 延 長 通 知 書

年 月 日

様

前橋市長



年 月 日付で提出のあった苦情の申立てに対する回答期限を、下記のとおり延長します。

記

1 回答期限

- | | | | |
|--------------|---|----|---|
| (1) 延長前の回答期限 | 年 | 月 | 日 |
| (2) 延長後の回答期限 | 年 | 月 | 日 |
| (3) 延長日数 | | 日間 | |

2 回答期限を延長する理由

様式第4号（第5条関係）

苦 情 申 立 却 下 通 知 書

年 月 日

様

前橋市長



年 月 日付けで提出のあった苦情の申立てについては、下記の理由により却下します。

記

苦情の申立ての対象となる件名又は指名停止等の措置内容	
却下とした理由	

再 苦 情 申 立 書

年 月 日

（宛先）前橋市長

所 在 地
商号又は名称
代表者の氏名

下記のとおり、再苦情の申立てをします。

記

再苦情の申立ての対象 となる件名又は指名停 止等の措置内容	
再 苦 情 の 内 容	
再苦情の内容の根拠 と なる 事 項	（できるだけ具体的に記入し、内容がわかる資料等を添 付してください。）

本書の記載内容及び添付資料等の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

発行責任者及び担当者	
・発行責任者	（電話番号）
・担 当 者	（電話番号）

再 苦 情 申 立 回 答 書

年 月 日

様

前橋市長



年 月 日付けで提出のあった再苦情の申立てに対し、下記のとおり回答します。

記

再苦情の申立ての対象 となる件名又は指名停止等の措置内容	
再 苦 情 の 内 容 及 び そ の 根 拠	
回 答 内 容	

再 苦 情 申 立 却 下 通 知 書

年 月 日

様

前橋市長



年 月 日付で提出のあった再苦情の申立てについては、下記の理由により却下します。

記

再苦情の申立ての対象となる件名又は指名停止等の措置内容	
却下とした理由	